

(仮称) 避難行動要支援者名簿に関する条例 骨子

(目的)

避難行動要支援者の避難支援等を実施するための基礎となる名簿を、避難支援等関係者に提供することで、災害時の円滑な避難支援等の実施に資することを目的とする。

(定義)

○避難行動要支援者 次に掲げる者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものとして規則で定める者

- ア 高齢者
- イ 要介護認定者
- ウ 身体障害者
- エ 精神障害者
- オ 知的障害者
- カ 難病患者

キ アからカまでに掲げる者のほか、特に支援を要するもの

○避難支援等 千葉市地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置

○避難支援等関係者 千葉県警察、千葉市社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者として規則で定めるもの

○個人情報 千葉市個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報

(避難行動要支援者名簿の作成)

市は、避難行動要支援者名簿を作成する。

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載する。

○氏名

○生年月日

○性別

○住所又は居所

○電話番号その他の連絡先

○避難支援を必要とする事由

○前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項として規則で定める事項

(避難行動要支援者名簿の提供)

市は、避難行動要支援者名簿情報について、避難支援等関係者に対し、あらかじめ提供するものとする。市は、あらかじめ当該避難行動要支援者が、規則で定める方法により、前項の提供を拒否する場合には、提供をすることができない。

(個人情報漏えい防止のための措置)

市は、個人情報を提供しようとするときは、避難支援等関係者との間で協定を締結する。協定においては、規則で定める事項を定めなければならない。

(個人情報の安全管理)

避難支援等関係者は、当該提供を受けた個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる。

(利用及び提供の制限)

避難支援等関係者は、避難支援等の用に供する目的以外のために、その管理し、閲覧し、又は取り扱う個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

(守秘義務)

避難支援等関係者は、避難支援等により知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。支援活動を行わなくなった後も、また、同様とする。